

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27年-30 (27. 10. 29)	地域振興	<p><b>米軍普天間飛行場の沖縄県名護市辺野古への移設に関連し、住民の民意を尊重すべきことを求める意見書の提出について</b></p> <p>►陳情の詳細</p> <p>米軍普天間飛行場（宜野湾市）問題について、まず、簡単に経緯を振り返る。戦後、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の第6条及び日米地位協定に基づき、米軍が、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」として、日本に駐留することとなった。</p> <p>しかし、1995年の沖縄米兵による少女暴行事件、2004年の沖国大米軍ヘリ墜落事件などを契機に、米軍の駐留に対する反対論が高まり、政府は移転先を辺野古（名護市）周辺として絞り、かつグアムへの海兵隊の機能移転も含めて検討していたものである。2013年、仲井真前知事は、埋め立てを承認したが、県議会はこれを公約違反として知事の辞任を求める決議が可決された。</p> <p>その後、辺野古沿岸部への移設に反対する翁長雄志知事が選挙に勝った。これが民意である。しかし、彼が埋め立て承認を取り消したことに対し、石井啓一国土交通相が10月27日、処分の一時執行停止を決めた。そもそも知事の取り消し処分の執行停止の根拠となった行政不服審査法は、一般国民の権利を守るためにものだ。防衛省（沖縄防衛局）が同じ内閣の一員である国交相に審査を請求したのは、身内が身内に甘い審査をしたものといわれても仕方が無い。</p> <p>また、移設計画で、国が進める工事を環境アセスメント面から監視する専門家委員会の委員3人が、就任決定後の約1年間に、移設事業を受注した業者から計1100万円の寄付金を受けていた、他の1委員は受注業者の関連法人から報酬を受領していた旨、朝日新聞によりスクープされている。辺野古移設は、</p>	足羽佑太 (倉吉市)

もう、正当性を失っている。地元住民の声を聞かず、はじめに辺野古ありきで、強権的に話を進める政府の姿勢には、怒りを覚える。

この問題は、単に、迷惑施設をどこにもって行けばいいかというものではない。沖縄・普天間が、これまで、この施設を受け入れてきた事は奇跡に近い。うるさい、危ない施設が、いつ鳥取県に来てしまうかわからない。「人口少ないし、空き地が多いし、ここなら適当だ」「よし、境港の美保基地を使おう」など言い出すかもしれない。こうやって、自分の立場に立って考えれば、嫌だと思う。

貴議会において、沖縄の民意を尊重すべきことについて、国に対し、意見書の提出を賜りたい。

#### ▶陳情事項

日本国政府に対し、米軍普天間飛行場移設について、移設先である沖縄県名護市辺野古の移設に反対する地元住民の民意を尊重すべきことについて、議会として、意見書の提出を求めたい。